

◎新潟県告示第1279号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鈴木歯科医院	新発田市中央町4丁目11番15号	平成26年7月31日
大橋薬局田尻店	柏崎市大字上田尻816	平成26年8月12日